

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 令和8年度 上川南部森林管理署営林署団地C棟公務員宿舍屋根等改修
工事
- 2 工 事 場 所 北海道空知郡南富良野町字幾寅 1189－1
- 3 工 期 契約締結日の翌日から令和8年12月10日まで
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金額 金 円
- 6 調 停 人 選任しない
- 7 前 金 払 請負代金額の10分の4以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会 [北海道] 建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
	〔 〕 主任技術者		第 10 条第 1 項 第 2 号
	〔 〕 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	前金払		第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項～7 項
×	部分払	回以内	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品		第 38 条

10 解体工事に要する費用等

別紙 1 のとおり

11 特約事項

別紙 2 のとおり（工事仕様書、工事費内訳書）

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 （住 所） 北海道空知郡南富良野町字幾寅

 （氏 名） 分任支出負担行為担当官
 上川南部森林管理署長 三浦 康和

受注者 （住 所）

 （氏 名）

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注)建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 費 内 訳 書

工事名：令和8年度 上川南部森林管理署営林署団地C棟公務員宿舍屋根等改修工事

費 目	工 種	数 量	金 額 (円)	備 考
直 接 工事費	直接工事費	1 式		
	うち材料費	1 式		
	うち労務費	1 式		
	計			
共通費	共通仮設費	1 式		
	現場管理費	1 式		
	うち建退共制度の掛金	1 式		
	工事原価のうち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額	1 式		
	工事原価のうち安全衛生経費	1 式		
	一般管理費等	1 式		
	計			
工 事 価 格		1 式		
消 費 税				10%
工 事 費 総 合 計				

(細目別内訳)

名 称	規 格	数量	呼称	単 価	金 額	摘 要
1 直接仮設工事						
外部足場組立・解体	w=900 手すり共	531.40	m ²			
資材運搬費		1.00	式			
小計						
2 煙突補修工事						
集合煙突トタン巻き	t=0.35 材工共	2.00	本			
小計						
3 屋根塗装工事						
屋根高压洗浄	使用する水は支給しない	263.80	m ²			
屋根(並勾配)錆止め	エポキシ系	177.20	m ²			
屋根(並勾配)塗装	シリコン樹脂系塗料 2回塗り	177.20	m ²			
屋根(急勾配)錆止め	エポキシ系	86.60	m ²			
屋根(急勾配)塗装	シリコン樹脂系塗料 2回塗り	86.60	m ²			
小計						
4 屋根防水工事(煙突廻り)						
無機防水施工	大日化成 ビッグサンMR-1工法 10.8m ²	2.00	カ所			
小計						
5 軒天補修工事						
軒天見切り塗装	ケレン・エポキシ系錆止め・シリコン樹脂塗料	59.50	m ²			
スレート板 平板取替	t=11 塗装版 アスベスト対策、材工共	2.00	カ所			
スレート板 有孔板取替	t=11 塗装版 アスベスト対策、材工共	2.00	カ所			
撤去廃材処理	アスベスト対策、梱包共	1.00	式			
小計						
直接工事費計						

工 事 仕 様 書

1 工事概要

- (1) 工事名 令和8年度 上川南部森林管理署営林署団地C棟公務員宿舎屋根等改修工事
- (2) 工事場所 北海道空知郡南富良野町字幾寅 1189-1
- (3) 工事内容 宿舎1棟の屋根等改修

2 工事仕様

(1) 共通仕様

内訳書、仕様書、図面に記載されていない事項については、総て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（以下「改標仕」という。）を基本とするほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した仕様書等とする。

なお、上記適用基準は入札公告時における最新版とする。

(2) 特記仕様

特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改標仕の該当番号又は該当表を表す。

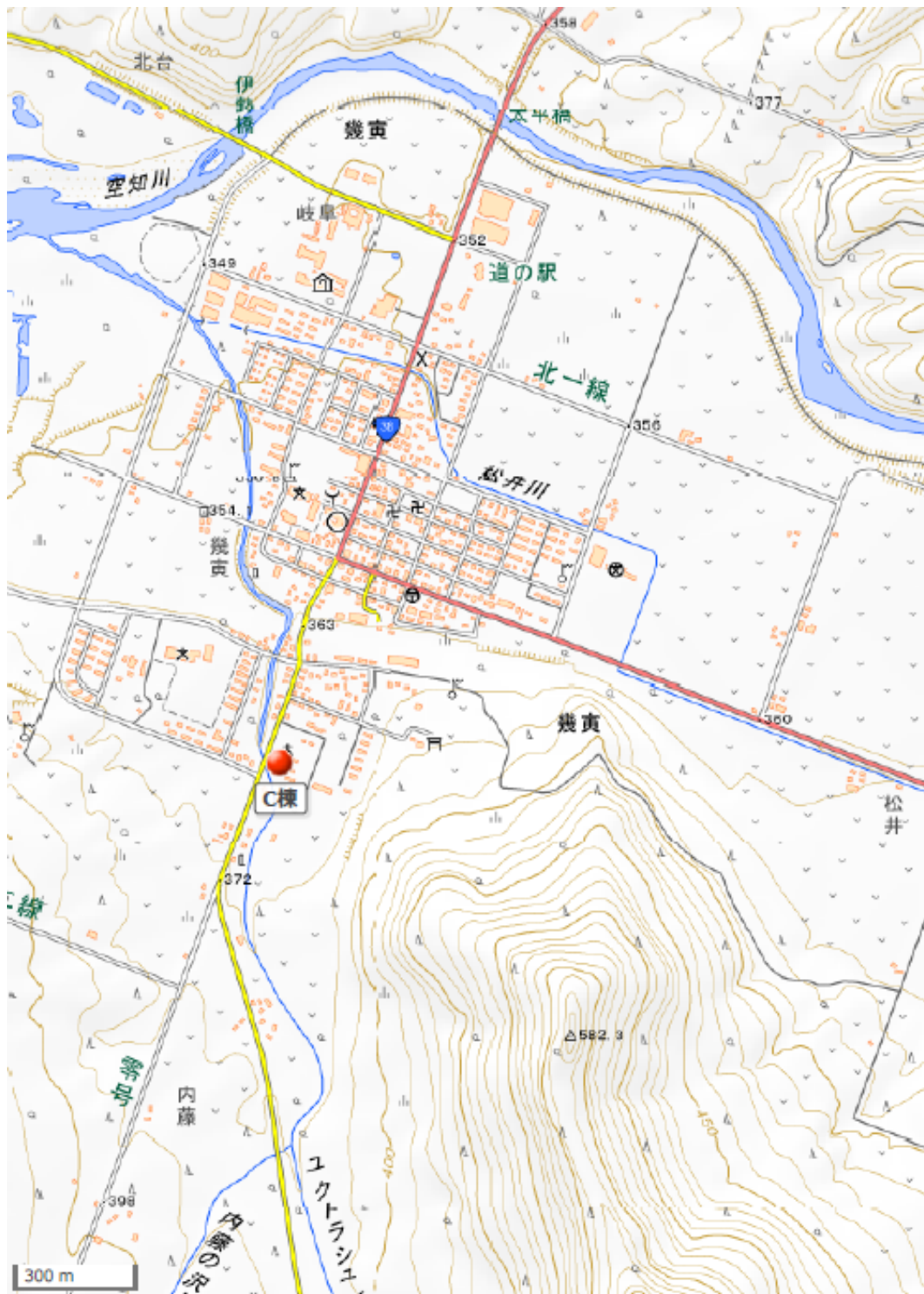
一般 共通 事項	共通事項	・ 工事施工に当たり、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、道路交通法、電気事業法及びその他の関係法令等を遵守すること。 ・ 工事着手前に居住者に施工内容及び留意事項について、事前に周知すること。なお、内容は、事前に発注者の承諾を得ること。 また、工事施工に際し、居住者等から意義の申し立てがなされる等、何らかの問題が生じた場合は、当該部分にかかる工事を直ちに中断し、速やかに監督職員に報告して指示を仰ぐこと。 ・ 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ・ この仕様書に明示されていない事項又疑義のある事項については、監督職員と協議の上、決定すること。
	保険等	・ 受注者は、契約約款に基づき雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者の形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

一般 共通 事項	保険等	・ 雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な補償をしなければならない。 ・ 受注者は、「労災保険関係成立」の標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。 ・ 受注者は、労働者災害補償保険関係成立の証並びに、建設業退職金共済制度に加入した時には、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後、発注者に提出しなければならない。
	工事関係図書	・ 施工に先立ち、品質計画、施工の具体的な計画・要領について取りまとめた施工計画書を作成し、発注者に提出すること。 (1.2.2)
	施工の写真管理	・ 受注者は当該工事の施工にあたって、各種工事区分毎に施工前と施工後の写真撮影により管理し、発注者に提出すること。
	材料	・ 工事に使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出し承諾を受けること。 (1.4.2)
	施工中の居住環境及び敷地周辺への配慮	・ 騒音が生じる施工は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は行わないこと ・ 入居者及び敷地周辺の環境に配慮した施工に努めること。付近に駐車場があるため粉塵や塗料の飛散防止を行うこと。 ・ 必要に応じて車両の移動や養生シートを被せる等の措置を行うこと。
	工事用電力及び用水	・ 受注者の負担とする。
	その他	・ 施工に当たって、既存設備及び構造物並びに既存埋設物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。 ・ 施工に当たって、駐車車両を移動する必要がある場合は事前に監督職員と日程等の調整をすること。

仮設工事	仮設建物	・ 枠組本足場を設ける場合は手すり先行足場とし、「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省平成 21 年 4 月）」によるものとする。 ・ 第 3 者及び作業者の安全確保のため、改修内容、関係法令に基づき災害防止について適切な措置を講ずること。（2. 2. 4）
	侵入防止対策	・ 外部から足場に登れないよう、足場出入口を施錠すること。
	監督員事務所	・ 設けない（2. 3. 1）
直設工事	屋根塗装工事	・ 高圧洗浄・塗装作業時は、周辺に汚損を与えないように注意し、あらかじめ適切な養生を行う。（7. 1. 6）
	屋根防水工事 （煙突廻り）	・ 仕様書で指定する材料の同等品を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。 ・ 材料、工法についてはメーカー指定のとおりとする。
	軒天補修工事	・ 保護具等、保護衣及び作業衣を使用し、必要に応じ飛散防止及び湿潤化を行い、撤去した建材を適切に廃棄する。（9. 1. 5）
環境配慮改修工事	石綿含有建材の調査	・ 石綿の有無の事前調査については、発注者において調査済みであるため、契約後に手交等する検査結果により、必要に応じ関係機関への手続きを行うこと。 ・ 石綿含有建材の事前調査報告書：貸与する
	石綿含有建材の除去	・ 石綿作業主任者 石綿含有建材の除去にあたり、石綿障害予防規則に基づき、石綿作業主任者を選任する。 なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者または平成 1 8 年 3 月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。 ・ 除去作業者 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下除去作業者という）

	石綿含有建材 の除去	は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。 ・ 法令に基づき表示および掲示を行う。 ・ 工事開始前に大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4 に定める作業計画書、工事完了後に大気汚染防止法第 18 条に定める作業記録を監督職員に提出すること (9.1.2)
--	---------------	--

位置図



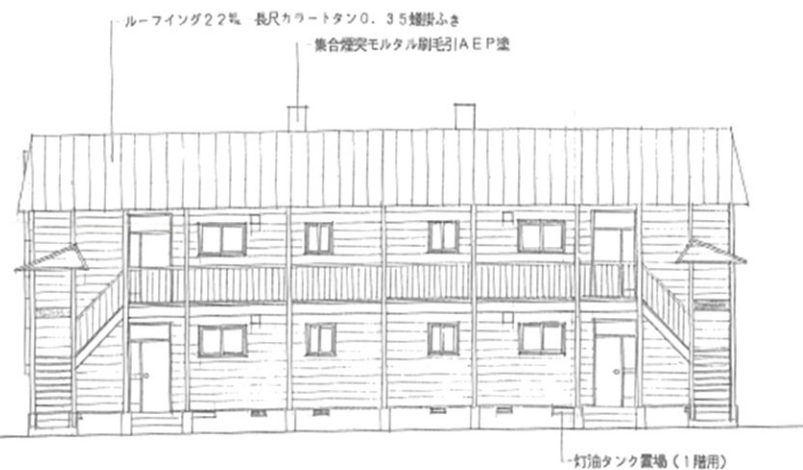
【地図データ】（国土地理院）<http://maps.gsi.go.jp>をもとに上川南部森林管理署作成

位置図（詳細）



【地図データ】（国土地理院）<http://maps.gsi.go.jp>をもとに上川南部森林管理署作成

立面図



— 正面図 —

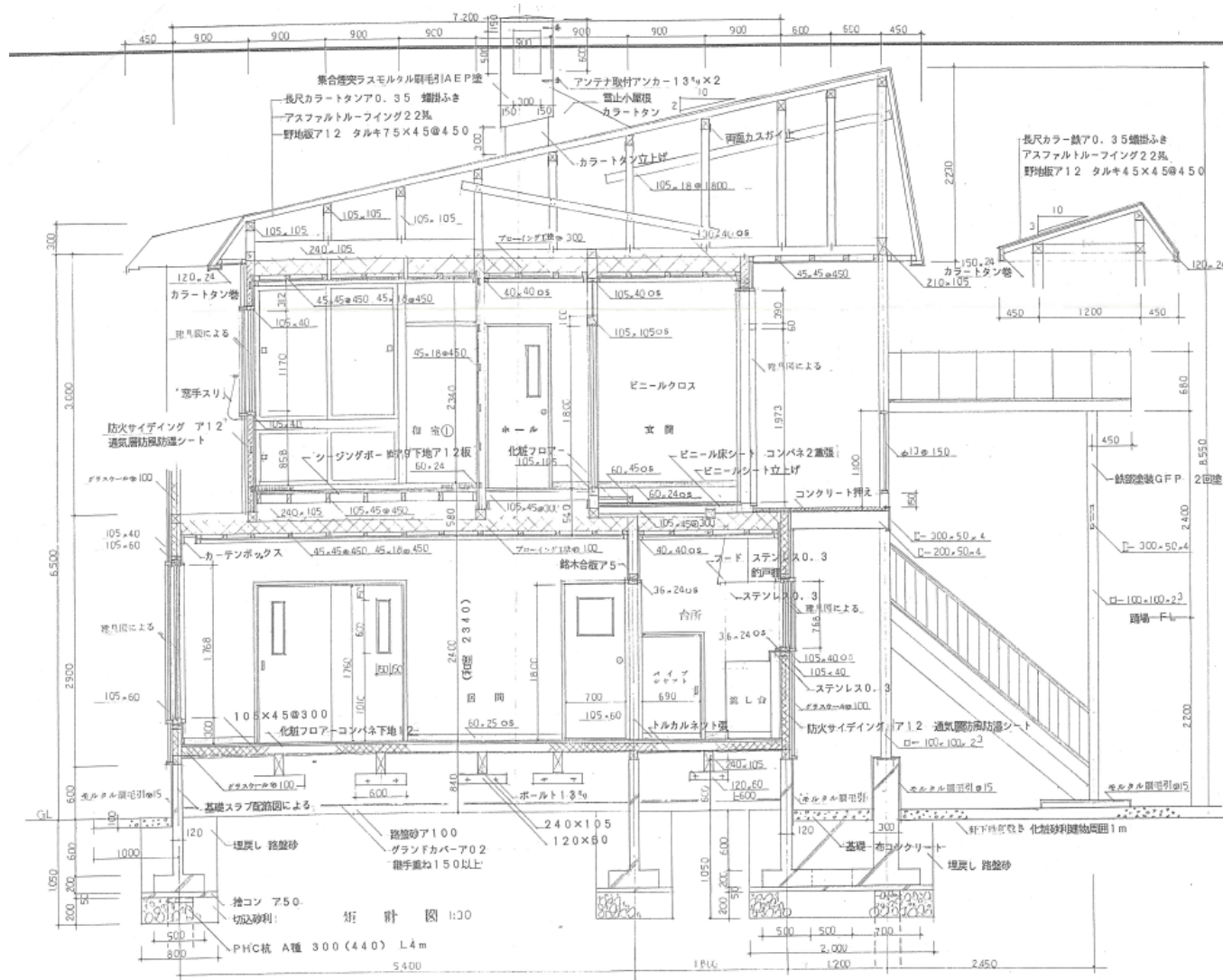


— 側面図 —

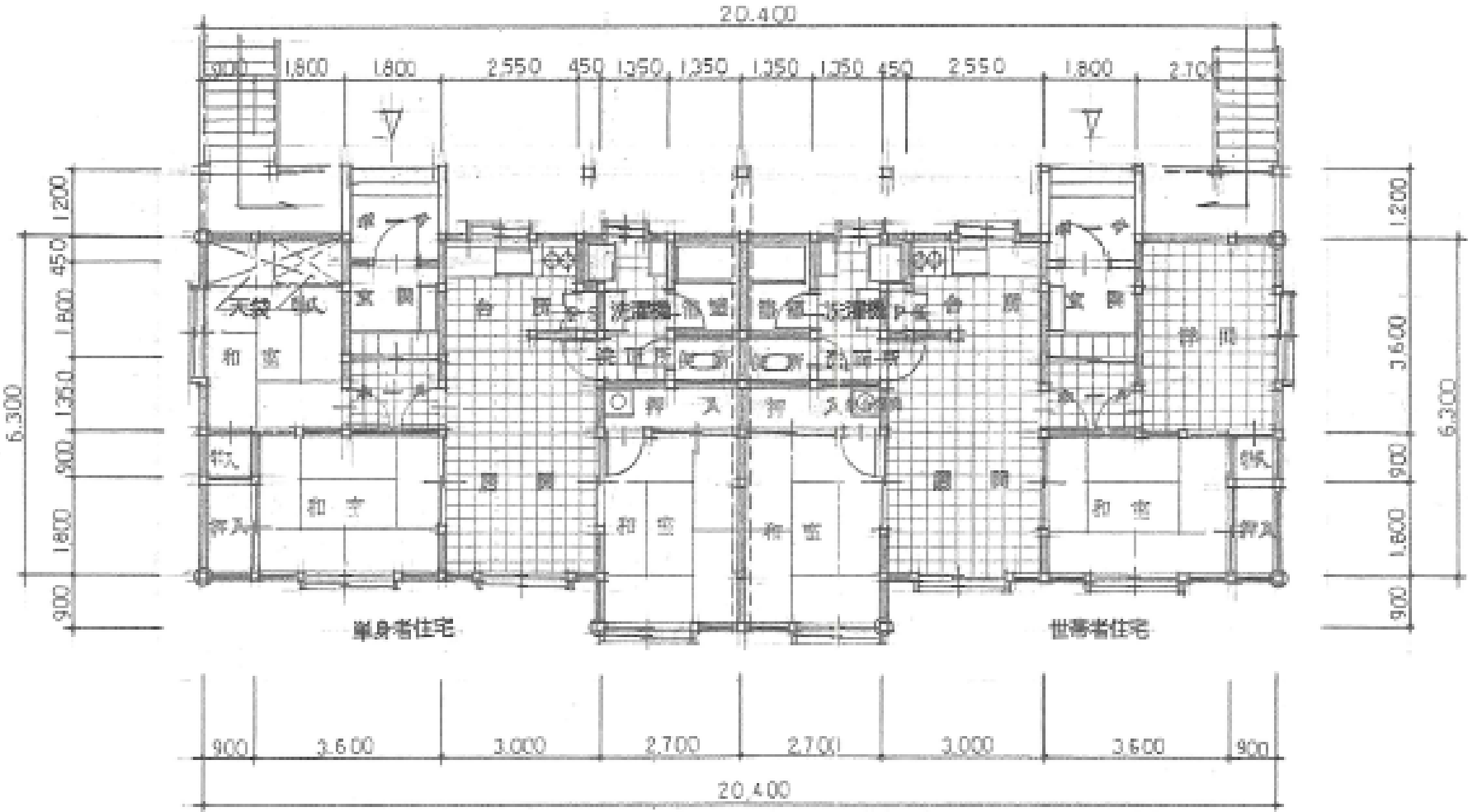


— 背面図 —

矩計図



平面图



1—階 平 面 図

現況写真

